料亭得月楼高陽の間	木造平屋建、瓦葺、建築面積八六平方メートル	高知県高知市南はりまや町一丁目二五五―三他	
料亭得月楼喜久の間	木造平屋建、瓦葺、建築面積六七平方メートル	高知県高知市南はりまや町一丁目二五五―三他	
料亭得月楼渡り廊下	木造平屋建、瓦葺、建築面積三三平方メートル	高知県高知市南はりまや町一丁目二五六―四他	
料亭得月楼正門	木造、瓦葺、間口五・九メートル、西方袖塀付	高知県高知市南はりまや町一丁目二五四他	
旧三浦家住宅店舗	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	高知県須崎市青木町七―一	
旧三浦家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一二六平方メートル	高知県須崎市青木町七―一	
旧三浦家住宅蔵	鉄筋コンクリート造二階建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	高知県須崎市青木町七―一	
旧三浦家住宅離れ	木造平屋建、瓦葺、建築面積六六平方メートル	高知県須崎市青木町七―一	
旧三浦家住宅表門及び塀	（表門）木造、瓦葺、間口一・八メートル（塀）木造、瓦葺、総延長九・三メートル	高知県須崎市青木町七六三	
旧三浦家住宅ブロック塀	コンクリートブロック造、瓦葺、延長八・二メートル、潜り付	高知県須崎市青木町七六三	
旧弘瀬家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一〇六平方メートル	高知県安芸郡奈半利町字竪横町乙一六七〇	
ＪＲ唐津線小城駅本屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九二平方メートル	佐賀県小城市三日月町久米字甘木二本八二〇七六―一	
旧角屋主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二二八平方メートル	長崎県平戸市田助町字浦方六八	
新麹屋柏原家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一九七平方メートル	熊本県宇城市小川町小川字上刈萱五八	
新麹屋柏原家住宅離れ	木造二階建、瓦葺、建築面積八一平方メートル、渡廊下付	熊本県宇城市小川町小川字上刈萱五八	
新麹屋柏原家住宅門及び塀	（門）木造、瓦葺、間口二・〇メートル（塀）木造、瓦葺、総延長一一メートル	熊本県宇城市小川町小川字上刈萱五八	
本願寺四日市別院本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一一一平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院対面所	木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇五平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院御成御殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇七平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院庫裏及び長御殿	木造二階一部平屋建、瓦葺、建築面積五三〇平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院経蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル、輪蔵付	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院総会所	木造平屋建、瓦葺、建築面積三三七平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―二	
本願寺四日市別院茶所	木造平屋建、瓦葺、建築面積六五平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院太鼓楼	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一六平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院鐘楼	木造二階建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院山門	木造、瓦葺、間口四・八メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
本願寺四日市別院二之門	木造、瓦葺、間口四・二メートル	大分県宇佐市四日市一四一〇―一	
松浦家住宅石蔵	石造二階建、瓦葺、建築面積二五平方メートル	宮崎県宮崎市大字柏原字高野迫九八六イ	
松浦家住宅門柱及び石塀	（表門）石造、間口三・一メートル（裏門）石造、間口三・二メートル（石塀）石造、総延長三四メートル	宮崎県宮崎市大字柏原字高野迫九八六イ	
土器屋家住宅石蔵	石造二階建、瓦葺、建築面積三三平方メートル	宮崎県宮崎市大字富吉四八六九―三	
土器屋家住宅石塀	石造、総延長三七メートル	宮崎県宮崎市大字富吉四八六九―二他	

○厚生労働省告示第四十号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、食肉販売業の振興指針（平成二十三年厚生労働省告示第五十三号）の全部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食肉販売業の振興指針

食肉販売業の営業者（以下「営業者」という。）が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、食肉販売業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者及び組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。